

管理組合理事長 様

マンション名 _____

部屋番号 _____

区分所有者 _____

電話番号 _____

専有部分改修工事施工申請書

私儀今般 棟 号室において、下記の工事を平成 年 月 日（予定）より施工いたしたく、ここに施工図（設計図でも可）、仕様書および工程表を添えて申請いたしますので承認願います。
なお、私は当該工事の施工に伴い本書面に記載の諸事項を遵守するとともに、当該工事に係わる施工業者等にも遵守させることを申し添えます。

記

○ 工事概要

メーターボックス内水道メーターの2次側（専有部分）に浄水器の取付工事

○ 施工業者

○左記連絡先

○ 工事担当

○左記連絡先

○ 施工に伴う遵守事項

1. 工事施工前、必ず近隣および上下階の居住者に工事内容の説明と挨拶を行うこと。
2. 資材、廃材等の搬出入については、事前に管理会社と連絡しその指示に従うこと。
3. 作業は平日の午前9時から午後5時までに行うものとし、日曜日に行わないこと。
4. 作業の工程表は管理組合の許可を得てから掲示板等に掲示すること。また、作業当日は作業の開始及び終了について、その都度管理員または管理会社へ知らせること。
5. 資材、廃材等を駐車場等の共有部分に放置しないこと。
6. 水廻りの作業については漏水が生じないように、また音のなる作業については他の住戸の迷惑となるような騒音をださず短時間で済ませるよう特に配慮すること。
7. むやみにコンクリート躯体をはずしたり穴をあけたりしないこと。
8. フローリングについては、管理規約、使用細則、総会の決議等により規定がある場合はそれに従い、特に規定のない場合は他の住戸に迷惑がかけられないように遮音性能の高い材料および工法により施工すること。なお、工事終了後も音の発生により他の住戸に迷惑がかけられないように注意して使用すること。
9. 専有部分改修工事施工承認書による工事の承認を得るまでは着工しないこととし、また、承認を得た工事であっても当該工事の施工が原因で他の区分所有者、居住者または管理組合が迷惑および損害を被ったときは、将来にわたり当該工事申請者が責任を持って損害賠償を含む処理解決をすること。
10. 管理規約、使用細則、総会の決議等に抵触する工事は行わないこと。
11. 当住居を退去する際は、現状復旧すること。
12. 遵守性の検査等により、指摘が入った場合には撤去すること。
13. 上記の他、次に定める事項を遵守すること。

以上

【利用目的】

管理規約、使用細則、総会の決議等により、専有部分の改修工事に関する規約がある場合、本書面にご記入頂きました申請内容が抵触することはないか確認するためご利用致します。また、本書の取り扱い並びに手続き上管理会社が確認する場合がございます。